提出書類の写しの交付手数料等納付書

秋田県行政不服審査会　会長

審査請求人

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（代理人）

　　年　月　日付け広－　　により認められた、次の書類の写しの交付に係る手数料として、次の金額を納付します。

１　納付する手数料額

　　　円

２ 交付対象書類及び枚数

　　　　①　　　　　　　　　　　　　　　　　　〔用紙　　枚〕

②　　　　　　　　　　　　　　　　　　〔用紙　　枚〕

〔用紙合計　　枚〕